

和歌山縣報

第千七十九號

明治四十四年六月六日

○縣令

○和歌山縣令第三十號

銃砲火藥類取締法令執行規則左ノ通相定ム

明治四十四年六月六日

和歌山縣知事 川上 親 晴

銃砲火藥類取締法令執行規則

第一條 銃砲火藥類取締法同施行規則同細則及本則ノ規定ニ基キ當廳ニ差出スヘキ願届書ハ總テ所轄警察官署ヲ經由スヘシ

銃砲火藥類ノ作業又ハ火藥類ノ消費ニ關スル願届書ハ其ノ作業地又ハ消費地ヲ管轄スル警察官署ニ差出スヘシ但シ消費地定マラス若ハ二ヶ所以上ニ亘ル場合ハ所轄警察官署ニ差出スヘシ

第二條 銃砲火藥類取締法同施行規則同細則又ハ本則ノ規定ニ基キ當廳又ハ警察官署ニ差出スヘキ願届書ニハ各所定事項ノ外其ノ族籍、住所、職業、氏名、年齢ヲ記載スヘシ

前項ノ族籍、住所、氏名ニ異動ヲ生シタルトキハ十日以内ニ當廳又ハ警察官署ニ届出ツヘシ

第三條 銃砲火藥類取締法施行細則第一條第二條ノ規定ニ依ル許可申請書ニシテ銃砲火藥類ノ製造(銃砲ニ在テハ修繕改造火藥類ニ在テハ變形修理ヲ含ム)以下之ニ做フニ係ルトキハ各所定事

正誤
六月
砲

項ノ外其ノ作業時間ヲ記載スヘシ

第四條 銃砲火藥類ノ製造場ノ工事ハ別ニ規定アル場合ヲ除クノ外明治二十八年四月縣令第十號製造所取締規則ニ依リ銃砲試驗射擊場ノ設備ハ明治二十二年五月縣令第四十七號射的場取締規則ニ據ルヘシ

第五條 銃砲火藥類製造場ニ於テ職工ヲ使用セムトスルトキハ其ノ族籍、住所、氏名、年齢及履歴ヲ當該營業者ヨリ所轄警察官署ニ届出ツヘシ其ノ之ヲ解雇シタルトキ亦同シ
所轄警察官署ニ於テ取締上必要アリト認ムルトキハ職工ノ解雇ヲ命スルコトアルヘシ

第六條 火藥類取扱免狀ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ免狀ノ種類ヲ具シ戶籍ノ謄本履歷書並其ノ資格ヲ証明スヘキ書類ヲ添ヘ當廳ニ申請スヘシ
火藥類取扱免狀ヲ亡失、毀損シ又ハ免狀記載ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ事項ヲ具シ五日以内ニ免狀ノ再交付又ハ書換ヲ當廳ニ申請スヘシ

第七條 火藥類取扱人他ノ管内ニ轉住シタルトキハ十日以内ニ前住所地所轄警察官署ヲ經テ當廳ニ届出ツヘシ
火藥類取扱人死亡シタルトキハ戶籍法上ノ届出義務者ヨリ十日以内ニ當廳ニ届出免狀ヲ返納スヘシ

火藥類取扱人六ヶ月以上行術不明ナルトキハ其ノ免狀ヲ無効トスルコトアルヘシ
第八條 火藥類取扱免狀ハ之ヲ他人ニ讓與又ハ貸與スルコトヲ得ス

第九條 火藥類取扱免狀ヲ有スル者法令ニ違犯シ又ハ安寧秩序ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ免狀ノ返納ヲ命スルコトアルヘシ

銃

前項ノ命令アリタルトキハ五日以内ニ該免狀ヲ當廳ニ返納スヘシ

第十條 銃砲火藥類取締法施行細則第七條ノ規定ニ依リ銃砲火藥類製造業者又ハ販賣業者ノ備付スヘキ帳簿ハ別紙第一號乃至第九號ノ様式ニ據ルヘシ

第十一條 銃砲火藥類取締法施行細則第八條ノ規定ニ依ル月表ハ別紙第十號乃至第十四號様式ニ據ルヘシ

第十二條 銃砲販賣業者及火藥類販賣業者ハ左ノ場合ニ於テハ十日以内ニ其ノ事由ヲ具シ當廳ニ届出ツヘシ但シ第二號ノ場合ニ於テハ戶籍法上ノ届出義務者ヨリ之ヲ届出ツヘシ

- 一 廢業シタルトキ
- 二 死亡シタルトキ

三 族籍、住所、氏名ニ異動ヲ生シタルトキ

第十三條 銃砲火藥類取締法施行細則第十四條ノ規定ニ依ル軍用銃砲ノ讓渡又ハ讓受ノ許可申請書ニハ各所定事項ノ外讓渡又ハ讓受ノ年月日及檢印番號アルモノハ其ノ檢印番號ヲ具スヘシ

第十四條 軍用銃砲又ハ拳銃、短砲、仕込銃若ハ銃砲火藥類取締法施行規則第二十二條ニ依リ火藥類ヲ所持スル者其ノ族籍、住所、職業、氏名ニ異動ヲ生シタルトキハ十日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

軍用銃砲又ハ拳銃、短銃、仕込銃若ハ銃砲火藥類取締法施行規則第二十二條ニ依リ火藥類ヲ所持スル者他ノ管内ヨリ轉住シタルトキハ銃砲又ハ火藥類ノ種類、數量檢印番號アルモノハ其ノ檢印番號及前任所地ヲ具シ十日以内ニ所轄警察官署ニ届出シヘシ

前二項及其ノ罰則ノ規定ハ仕込刀劔其ノ他變裝シタル兵器ニ之ヲ準用ス

第十五條 銃砲火藥類取締法施行規則第二十二條第二項ニ依リ處分スヘキ火藥類ハ營業ノ廢止、許可ノ取消其ノ他ノ事由ニ依リ之ヲ所持スルコトヲ得サルニ至リタル日ヨリ十日以内ニ處分ノ認可ヲ申請スヘシ

第十六條 銃砲火藥類取締法施行規則第十八條各號以外ノ火藥類ノ消費者ニシテ自ラ火藥類ノ消費ニ任セサルトキハ適當ノ火藥係員ヲ定メ之レカ授受及取締等ニ關スル一切ノ事項ヲ掌ラシムヘシ

前項ノ火藥係員ハ之ヲ定メタル日ヨリ十日以内ニ其ノ族籍、住所、氏名、年齢ヲ具シ第一條第二項ノ區分ニ依リ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第十七條 銃砲火藥類取締法施行規則第十八條各號以外ノ火藥類ヲ消費スル者ハ各自一日間ノ消費見積高ヨリ多量ノ火藥類ハ之ヲ鑛夫其ノ他ノ從業者ニ交付シ又ハ交付セシムヘカラス
鑛夫其ノ他ノ從業者若シ火藥類ニ殘余ヲ生シタルトキハ其ノ當日中ニ之ヲ交付者ニ返還セシムヘシ

第十八條 第十六條第一項ニ依リ火藥係員ヲ置キタルトキハ別紙第十五號様式ノ帳簿ヲ備ヘ火藥類ノ收支ヲ記載セシムヘシ

第十九條 銃砲火藥類取締法施行規則第十八條各號以外ノ火藥類ヲ消費スル者ハ別紙第十六號様式ニ據リ毎月五日迄ニ其ノ前月分ノ收支ヲ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

前項ノ場合ニ於テ二ヶ月以上ニ亘ラサルトキハ其ノ消費スヘキ事業ヲ終リタル日ヨリ五日以内ニ前項ノ規定ニ依リ届出ツヘシ

第二十條 銃砲火藥類取締法施行細則第二十二條ノ規定ニ依リ行政官廳ノ與ヘタル文書其ノ他資

格ヲ証明スルコトヲ得ヘキ文書ノ提示ニヨリ火藥類ヲ讓渡シタルトキハ其ノ要領ヲ帳簿ニ記載スヘシ

第二十一條 銃砲火藥類取締法施行細則第二十三條ノ規定ニ依ル届書ニハ銃砲火藥類ノ所有權ヲ取得シタル事由ノ外其ノ種類、數量ヲ具スヘシ

第二十二條 銃砲火藥類取締法施行細則第二十四條ノ規定ニ依ル届書ニハ銃砲ノ種類、員數及廢棄ノ年月日ヲ具スヘシ

第二十三條 銃砲火藥類取締法施行規則第三十九條ノ規定ニ依リ拳銃、短銃、仕込銃ノ授受、運搬又ハ携帯ノ許可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ事項ヲ具スヘシ

一 銃器ノ種類、員數

二 授受ノ事由及其ノ年月日

三 運搬ノ方法、通路、發着ノ場所及其ノ期間

四 携帯ノ目的及其ノ期間

前項各號ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキハ該許可証ヲ添ヘ更ニ許可ヲ申請スヘシ

第二十四條 拳銃、短銃、仕込銃ノ授受、運搬又ハ携帯ノ許可ヲ受ケタル者ニシテ法令ニ違犯シ又ハ公安ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ其ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第二十五條 前四條及其罰則ノ規定ハ仕込刀劍其ノ他變裝シタル武器ニ之ヲ準用ス

第二十六條 銃砲火藥類取締法施行細則第三十一條ノ規定ニ依ル許可申請書ニハ同條及同第三十二條ニ規定セル事項ノ外倉庫ニ在テハ周圍一町以內其ノ他ハ周圍四町以內ノ見取圖、敷地内建造物相互間ノ距離ヲ記載シタル配置圖、建物ノ平面圖、斷面圖、小屋、伏圖、正面、背面圖、側面圖

造物相互間ノ距離ヲ記載シタル配置圖、建物ノ平面圖、斷面圖、小屋、伏圖、正面、背面圖、側面圖

ヲ添付シ且ツ竣工ノ期日ヲ具スヘシ

前項ノ許可申請書ニシテ増築、改築、修繕又ハ模様替ノ場合ニ限リ周圍ノ見取圖ハ之ヲ省略スル

コトヲ得

第二十七條 銃砲火藥類取締法施行細則第三十二條ノ規定ニ依リ地下又ハ水上ニ設クル火藥庫ノ

設備ニ關シ許可ヲ受ケムトスルトキハ各所定事項ノ外特ニ設備スヘキ方法ヲ具スヘシ

第二十八條 銃砲火藥類ノ製造場及火藥類貯藏所ノ新設、増設、改築、修繕又ハ模様替ノ許可ヲ受

ケ正當ノ理由ナクシテ三ヶ月以内ニ工事ニ着手セス又ハ竣工期日ヲ經過シタル後一ヶ月以内ニ

其ノ工事竣工セサルトキハ許可ハ其ノ効力ヲ失フ

第二十九條 銃砲火藥類取締法施行細則第三十七條ノ規定ニ依ル許可申請書ニハ荷造、荷解、荷積、

卸又ハ其ノ授受スヘキ火藥類ノ種類、數量、日時、場所及從業者ノ住所、氏名ヲ具スヘシ

第三十條 銃砲火藥類取締法施行細則第三十九條第七號ノ規定ニ依ル牛馬一頭ノ普通積載量ハ四

十貫匁トス

第三十一條 銃砲火藥類取締法施行細則第五十一條ノ規定ニ依ル耐熱試験ノ施行申請書ニハ試験

ヲ爲スヘキ火藥類ノ種類、數量ヲ具スヘシ

第三十二條 不良品ト認定シタル火藥類ヲ廢棄セムトスルトキハ其ノ種類、數量、廢棄ノ方法、日

時、場所ヲ具シ届出ツヘシ

第三十三條 第十四條、第十七條、第三十七條第一項ニ違背シタル者又ハ第二十四條ノ處分ニ從ハ

サル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ二十圓未滿ノ科料ニ處シ第八條、第九條第一項、第十六條、第十八

條、第三十二條ニ違背シタル者ハ二十圓未滿ノ科料ニ處シ第五條、第六條第二項、第七條第一項、

荷量

日

第二項、第十條乃至第十二條、第十五條、第十九條、第二十條ニ違背シタル者ハ十圓未満ノ科料ニ處ス

第三十四條 緩燃導火線及煙火ノ製造、販賣其ノ他ノ取扱ニ關シ本則ノ外必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム

附 則

第三十五條 本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三十六條 明治四十四年三月勅令第十六號銃砲火藥類取締法施行規則第三項ノ期間ハ明治四十五年六月末日迄トス

第三十七條 銃砲火藥類取法施行前ヨリ拳銃、短銃、仕込銃又ハ銃砲火藥類取締法施行規則第十八條各號以外ノ火藥類ヲ所持スル者ハ明治四十四年七月三十日迄ニ其ノ種類、數量ヲ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

前項及其ノ罰則ノ規定ハ仕込刀劔其ノ他變裝シタル戎器ニ之ヲ準用ス
第一號様式

銃砲製造明細帳

(銃砲製造業者ノ備ヘ置クヘキモノ)

銃砲ノ種類	名 稱	員 數	製造、改造、修繕ノ區別	委託又ハ注文ヲ受ケタル年月日	交付シタル年月日	製造、改造、修繕ノ事由	委託又ハ注文人ノ住所氏名
軍用	三十八年村出式連發銃	五拾挺	製造	明治四十四年五月一日	明治四十四年六月三十日	委託ニ依リ全年月日和歌山縣知事ニ届出	大坂砲兵工廠

何

無

全	全	非軍用	西洋形 二連獵銃	西洋形 二連獵銃	壹挺	改	造	全年五月十日	全年六月十日	營業品拂底ノ爲注文ニ 依ル	何府縣何郡市何町村
	單發獵銃	西洋形 獵銃	壹挺	改	造	全年五月十日	全年五月二十一日	狩獵不便ノ爲二連發ニ 改造	何大字 何縣何郡何村大字何 番地	何某	
全	拳銃	壹挺	修	繕	全年五月十八日	全年六月一日	引金緩慢ニ過キ危何險 ノ虞アル爲	全	何	某	

第二號樣式

銃砲讓受明細帳

(銃砲製造業者及銃砲商ノ備へ置クヘキモノ)

第三號様式

銃砲讓渡明細帳

(銃砲製造業者及銃砲商ノ備へ置クヘキモノ)

銃砲ノ種類	名	稱	員數	讓渡年月日	讓渡ノ事由	讓受人ノ住所氏名
軍用	連三十八年村田式發銃	壹挺	五拾挺	明治 月 日	軍用スナイデル銃ト交換明治年月日某警察署許可 何警察分署 何警察分署 何警察分署	大阪砲兵工廠
全	拳銃	壹挺		明治 月 日	何縣何市何町何番地 何 某	

第四號様式

火藥類製造明細帳

(火藥類製造業者ノ
備へ置クヘキモノ)

種類	數量	製造、修理、變形ノ區別	委託又ハ注文ノ年月日	交付シタル年月日	製造、修理變形ノ事由	委託又ハ注文人ノ住所氏名
火藥	壹百貫匁	製造	明治 月 日	明治 月 日	依託ヲ受ケ明治 年 月 日 和歌山縣知事ニ 届出	大阪兵器支廠
火藥	五拾貫匁	製造	明治 月 日	明治 月 日	何々鑛山鑛物採取ノ爲	何縣何市何町番地 鑛業人 何 某
雷管	五百個	修理	明治 月 日	明治 月 日	水中ニ貯藏シタルニ依 リ乾燥	何府何郡何村大字番地 何 某
信管	千個	變形	明治 月 日	明治 月 日	寸度長キニ過キ使用ニ 堪ヘサル爲	何縣何郡何町何大字番 地 何 某

何

第五號様式

火藥類讓受明細帳

(火藥製造業者及火藥商ノ備へ置クヘキモノ)

種類	數量	讓受ノ區別	讓受年月日	讓受ノ事由	讓渡人住所氏名
火藥	貳百貫匁	仕入	明治 月 年 日	營業品殘餘僅少トナリタル 爲	大阪市何區何町何番地 乙種火藥商 何 某
雷管	壹萬個	讓受	明治 月 年 日	火藥商何某明治 年 月 日廢棄ニ依ル殘品	何縣何市何町何番地 何 某
導火線	千 間	全	明治 月 年 日	右ニ全シ	右 全 人

第六號様式

火藥類讓渡明細帳

(火藥類製造業者及火藥商ノ備へ置クヘキモノ)

種類	數量	讓渡年月日	讓受許可年月日及其官廳名	讓受人使用ノ目的	讓受人ノ住所氏名
火藥	壹百貫匁	明治 月 日年		軍用	大 阪 兵 器 支 廠
火藥	壹貫匁	明治 月 日年	明治 年 月 日 許可 和歌山警察署	何郡何村何大字何山岩石 破碎ノ爲	何縣何郡何町何大字何番地 何 某
雷管	五十發	明治 月 日年	明治 年 月 日 狩獵免狀番號 和歌山縣	狩獵ノ爲	何縣何市何町何番地 何 某
火藥	五貫匁			明治 年 月 日運搬途中 浸水ノ爲其用ヲ爲サル ニ依リ全年 月 日廢棄	

備考

火藥類ニシテ廢棄處分セシモノハ其年月日及事由ヲ讓受人使用ノ目的欄ニ記入スヘシ
狩獵免狀ヲ受ケタルモノニ在テハ其免狀ノ番號ヲ記入スヘシ

第七號様式

仕込刀劔其他變裝シタル戎器製造明細帳

種類	員數	製造、改造、修繕ノ區別	注文ノ年月日	交付シタル年月日	製造、改造、修繕ノ事由	注文人ノ住所氏名
仕込刀劔	壹本	修繕	明治 月 日	明治 月 日	刀身全部錆ヲ生シタル 爲研磨ス	何縣何市何町何番地 何 某

第八號様式

仕込刀劔其他變裝シタル戎器讓受明細帳

種類	員數	讓受ノ區別	讓受年月日	讓受ノ事由	讓渡人ノ住所氏名

第十號様式

	種 類	煙管筒ニ變裝シタル戎器
	員 數	壹 本
	讓 渡 年 月 日	明 治 年 月 日
	讓 渡 ノ 事 由	明治年月日何警察署許可護身ノ爲
	讓 受 人 住 所 氏 名	何縣何郡何村何大字何番地 何 某

仕込刀劍其他變裝シタル戎器讓渡明細帳

第九號様式

	仕込刀劍	壹 振	讓 受	明 治 年 月 日	所有者不用ニ屬シタルニ依リ	何縣何市何町何番地 何 某
	洋傘ニ變裝シタル刀劍	參 本	仕 入	明 治 年 月 日	販賣品拂底ノ爲	何府何郡何村何大字何番地 刀劍商 何 某

明治 年 月銃砲現在届

和歌山縣 市 町 大字 某 銃砲製造業 何 村 大字 某 印

種 類	名 稱	前 月 越 高	本 月 中 製 造 高	本 月 中 受 高	本 月 中 改 修 高 注 文 受 高	計	本 月 中 交 付 高	本 月 中 廢 棄 高	計	本 月 末 日 現 在 高
--------	--------	------------------	----------------------------	-----------------------	--	---	----------------------------	----------------------------	---	---------------------------------

軍
用
銃
部

非
軍
用
銃
部

第十一號樣式

明治 年 月銃砲現在届

和歌山縣 市 町 大字 某 銃砲商 何 村 大字 某 印

ヲ

備考

銃砲ノ種類欄ニ軍用非軍用ノ別ト記入ス

銃砲ノ種類	名稱	前月 越高	本月 受高	計	本月 交付 高	本月 廢棄 高	計	本月 末 日 現在 高
	軍用銃							
	非軍用銃							
	銃之部							

第十四號様式

明治 年 月 仕込刀劍其他變裝シタル戎器現在届

種 類	前月ヨリ越高	本月中受高	計	本月中交付高	本月末日現在高

第十五號様式

火藥類收支明細帳

(火藥類消費者ノ備
〜置クヘキモノ)

明治 年 月 日	種 類	讓受數量	讓渡人ノ住所氏名	使用數量	使用セシ人員	残 高
ダイナマイト	五百貫匁	大阪市何區何町 乙種火藥商 何 某	貳貫五百匁	三五	四百九十七 貫五百匁	

○和歌山縣令第三十一號

明治三十七年六月縣令三十二號宿屋營業取締規則中左ノ通告正ス

明治四十四年六月六日

和歌山縣知事

川上親晴

第三條

左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ營業者又ハ其ノ營業管理人タルコトヲ得ス

一 秩序又ハ風俗ヲ紊ルノ行爲アリト認メラル、者

二 本則ヲ遵守スル能力ナシト認メラル、者

三 強盜、竊盜、詐欺、横領ノ罪、猥褻姦淫ノ罪、贓物ニ關スル罪、賭博ニ關スル罪ヲ犯シテ刑ニ處

セラレタル者刑ノ執行猶豫中ノ者及本則ニ依リ營業許可ヲ取消サレタル者但悔改ノ情著シキ

者ハ特ニ許可スルコトアルヘシ

許可ノ後前項各號ノ一ニ該當スル事由ヲ生シタルトキハ所轄警察官署ニ於テ其ノ許可ヲ取消シ

又ハ其ノ營業ヲ停止スルコトヲ得

第二十三條 本則ニ違反シタル者及本則第三條ノ營業停止處分ニ從ハサル者ハ拘留又ハ科料ニ處

ス

前項ノ制裁ハ代理人、戶主、家族、雇人、其ノ他從業者ノ營業上ニ關スル行爲ニシテ自己ノ指揮ニ

出テサルモノト雖之ヲ營業者又ハ營業管理人ニ科ス

營業者カ未成年者又ハ其ノ他ノ無能力者ナルトキハ本則ニ依リ適用スヘキ所謂ハ之ヲ法定代理

人ニ科ス但成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ在テハ此限ニ在ラス

○和歌山縣令第三十二號

明治三十七年六月縣令第三十三號料理屋及飲食店營業取締規則中左ノ通改正ス
明治四十四年六月六日 和歌山縣知事 川上 親晴

第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ營業者又ハ其ノ營業管理人タルコトヲ得ス
一 秩序又ハ風俗ヲ紊ルノ行爲アリト認メタル者

二 本則ヲ遵守スル能力ナシト認メタル者

三 強盜竊盜詐欺橫領ノ罪、猥褻姦淫ノ罪、贓物ニ關スル罪、賭博ニ關スル罪ヲ犯シテ刑ニ處セ

ラレタル者刑ノ執行猶豫中ノ者及本則ニ依リ營業許可ヲ取消セラレタル者但後改ノ情著シキ者
ハ特ニ許可スルコトアルヘシ

許可ノ後前項各號ノ一ニ該當スル事由ヲ生シタルトキハ所轄警察官署ニ於テ其ノ許可ヲ取消シ
又ハ其ノ營業ヲ停止スルコトヲ得

第十二條 本則ニ違反シタル者及本則第二條ノ營業停止處分ニ從ハサル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
前項ノ制裁ハ代理人、戶主、家族、雇人其ノ他從業者ノ營業上ニ關スル行爲ニシテ自己ノ指揮ニ
出テサルモノト雖之ヲ營業者又ハ營業管理人ニ科ス

營業者カ未成年者又ハ其ノ他ノ無能力者ナルトキハ本則ニ依リ適用スヘキ所謂ハ之ヲ法定代理
人ニ科ス但成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ在テハ此限ニ在ラス

○和歌山縣令第三十三號

明治二十八年五月縣令十七號消防組設置區域中那賀郡ノ部上岩出村大字中迫ノ次ニ左ノ一欄ヲ追加
ス

明治四十四年六月六日

和歌山縣知事 川上親晴

市	町	村	名	區	城
---	---	---	---	---	---

那賀郡	長田村	長田村一圓
-----	-----	-------

○和歌山縣令第三十四號

明治三十七年^{六月}縣令第三十四號藝妓及酌婦營業取締規則中左ノ通改正ス

明治四十四年六月六日

和歌山縣知事 川上親晴

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ藝妓又ハ酌婦營業者タルコトヲ得ス

一 盜罪、賭博罪、橫領罪、拐帶罪及密賣淫ニ關スル罪ニ依リ刑ニ處セラレタル者刑ノ執行猶豫中ノ者及本則ニ依リ營業許可ヲ取消サレタル者但檢改ノ情著シキ者ハ特ニ許可スルコトアル

二 肺結核其ノ他人ノ嫌疑スヘキ病症アル者

三 風俗ヲ害スル行爲アリト認メタル、者許可ノ後前項各號ノ一ニ該當スル事由ヲ生シタルト

キハ所轄警察官署ニ於テ其ノ許可ヲ取消シ又ハ其ノ營業ヲ停止スルコトヲ得

第七條 本則ニ違犯シタル者及本則第五條ノ營業停止處分ニ從ハサル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

○告示

○和歌山縣告示第二二二號

本縣東牟婁郡下里村大字粉白耕地整理組合規約中ニ變更ノ必要ヲ認メ明治四十四年五月十三日之
カ變更ヲ命ジタリ

明治四十四年六月六日

和歌山縣知事 川上 親 晴

○和歌山縣告示第二二三號

明治四十二年七月本縣告示二百十八號染織講習會規程ニ依リ左記ノ通染織講習會ヲ開設ス
明治四十四年六月六日

和歌山縣知事 川上 親 晴

開會期日 六月十一日ヨリ六月三十日迄

開設場所 東牟婁郡三輪崎町

講習科目 染色法、機織法、實習

○通牒照會

○ 通 牒

○勸第一三七一號

明治四十四年六月六日

内務部長 相 良 步

郡市 長 殿

町村役場 御中

種牡牛ノ検査ヲ受ケムトスル者ハ毎年七月三十一日限リ當廳ニ検査願書ヲ差出スヘキハ明治四十年九月縣令第五十五號種牡牛検査法施行細則第一條ノ規定アルニモ拘ラス從來種牡牛ノ所有者又ハ管理者ニ於テ右期限ヲ失スルモノ多ク又中ニハ一旦検査ヲ受ケ証明書ヲ下付セラレタルモノハ次年ノ定期検査ニ於テハ更ニ出願セサルモ検査ヲ施行セラルヘキモノト誤解スル向モ有之爲ニ定期検査施行上支障ヲ來スニト不尠候條自今右等ノ失念又ハ誤解等無之様當業者ニ周知方御取計相成度

○ 諭 令

○明治四十四年六月六日

臨時和歌山縣蠶病豫防吏員ヲ命ス

日給七拾錢

臨時和歌山縣蠶病豫防吏員ヲ命ス

日給六拾錢

(各 通)

蠶病豫防事務所田邊出張所勤務ヲ命ス

蓬臺 猷次郎

門 田 德 造

蓬臺 猷次郎

門 田 德 造

○觀象

自六月一日至六月三日氣象

(和歌山測候所觀測)

種目	六月一日		六月二日		六月三日	
	前年	本年	前年	本年	前年	本年
平均氣壓	七五六・八	七六一・二	七五四・四	七五七・一	七五六・一	七五三・八
平均氣溫	二二度七	二〇度九	二三度一	二〇度九	二二度一	二二度二
最高氣溫	二七度八	二四度二	二七度五	二二度九	二七度七	二五度〇
最低氣溫	一六度六	一六度九	一九度六	一八度五	一七度八	一九度七
最多風向	南々西	西南西	南西	南西	南西	南
平均風力	三米九	二米〇	三米六	一米一	二米一	六米八
天氣	曇微雨	晴	半晴	曇微雨	晴	雨
降水量	一耗三	一	三耗三	〇耗〇	一	三二耗八
記事雜象	月暈ヲ映ズ風強カ ル可シ午前十時半 縣下全部ヲ警戒ス	日暈ヲ映ズ	曉間并ニ夜間降雨 午前十時半縣下全部 ノ警戒ヲ除ス	午后微雨	一	終日降雨午後二時 ヨリ十時迄南方ノ 暴風吹ク

明治四十四年五月五日印刷
明治四十四年五月六日發行
(毎月三日六日九日十二日十五日十八日二十一日二十四日二十七日三十日發行)

和歌山縣知事官房

和歌山市北休買町六番地 宗七
和歌山市北休買町六番地 宗七
印刷所 關活版部